

# えいせい

NO. 40 2011年5月31日発行  
発行責任者 森越 初美  
TEL 03-5320-7412 (直)  
内線 63-210  
FAX 03-3349-1502  
Eメール info@eiseikyoku-shibu.com  
URL http://www.eiseikyoku-shibu.com

組合員から、ズレ勤務の効果は、7時30分に出勤できる人はいるのか、昼休み時間がずれるから、暗い中で仕事をする人、弁当を食べている人、都民はどう思うのか等さまざまな質問・疑問が出ています。なかでも評判がよく多い要望！

「今すぐにもやってほしい管理職の見回りの徹底」

## 勤務時間・休憩時間の臨時変更について (案)

### 1 趣旨

東日本大震災による夏季の大幅な電力不足に対し、国は、平成23年5月13日に夏の電力需給対策を決定したところである。

都としては一層の節電に取り組む方針であり、この節電の取組に寄与するとともに、取組に伴う職員の負担感を軽減するため、現行の正規の勤務時間の割振りの区分に加え、以下の区分を追加し、勤務時間の分散を図る。

### 2 内容

#### (1) 官庁執務型職員

##### ア 新宿本庁舎に勤務する職員

	正規の勤務時間の割振り	休憩時間※
I型	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後零時30分まで
II型	午前8時00分から午後4時45分まで	
III型	午前9時00分から午後5時45分まで	午後零時30分から午後1時30分まで

※ ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型（午前11時から正午まで又は正午から午後1時まで）又は午後休憩型（正午から午後1時まで又は午後1時から午後2時まで）のいずれかを採用し、各職員について休憩時間を指定する。

##### イ ア以外の職員

	正規の勤務時間の割振り	休憩時間※
I型	午前7時30分から午後4時15分まで	正午から午後1時まで
II型	午前8時00分から午後4時45分まで	

※ ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型（午前11時から正午まで又は正午から午後1時まで）又は午後休憩型（正午から午後1時まで又は午後1時から午後2時まで）のいずれかを採用し、各職員について休憩時間を指定する。

#### ウ 現行の正規の勤務時間の割振りの区分の取扱いについて

現行の正規の勤務時間の割振りの区分（A班・B班・C班）は引き続き存置する。原則として、I型、II型若しくはIII型（上記イに該当する場合はI型、II型若しくはB班。以下同じ。）のいずれかを採用し、指定するものとするが、育児等家庭の事情によりI型、II型若しくはIII型に振り分けることができないと認められる場合やI型、II型若しくはIII型に振り分けることにより公務運営に著しい支障が生じると認められる場合等においては、現行の正規の勤務時間の割振りの区分を指定することができる。

#### エ 各区分への振り分け割合について

職員の振り分けに当たっては、I型及びII型で全体の55%程度とし、そのうちI型は全体の10%以内とする。III型（上記イに該当する場合はB班）は全体の45%程度とする。

#### オ 振り分けの単位について

原則として1月単位とする。業務上の都合等により1月単位によることができない場合にあっては、週を単位とすることができる。なお、下記3ただし書きに掲げる試行期間中においては、週を単位とする。

#### (2) 交替制勤務等職員

職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員の正規の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間については、なお従前の例によることができる。

#### 3 実施期間

平成23年7月1日から平成23年9月30日まで

ただし、新宿本庁舎に勤務する職員については、試行のため平成23年6月6日から実施する。

また、新宿本庁舎以外に勤務する職員については、新宿本庁舎に勤務する職員の試行の状況を踏まえ、実施可能な職場については、準備が整い次第、試行を実施する。

#### 4 その他

再雇用職員及び専務的非常勤職員の取扱いは、正規職員に準じることができるものとする。

## 映画鑑賞

エクレール・お菓子放浪記  
5月21日（土）～テアトル新宿  
特別鑑賞券1,000円、さらに組合員に500円助成  
衛生局支部まで

## 行動日程

### ★新入組合員歓迎会

日時 6月11日（土）  
午前8時集合  
集合場所 都庁第1庁舎  
第2庁舎の間

### ★保健所・公衆衛生交流集会

日時 6月25日（土）午前10時  
会場 愛知労働会館（名古屋市）

## 生協からのお知らせ

5月31日（火）きょうお昼休み

### ☆御荘ゴールド（柑橘類）

1kg（2～3個）550円 組合員  
600円 その他

### ☆グリーンアスパラ

L250円 M220円 S150円（組合員）  
L270円 M240円 S170円（その他）

衛生局支部書記局 27階南側

※本庁舎以外で取り組む場合は予め連絡ください。

## 都庁職、解明要求提出

# ズレ勤務は節電効果があるのか、具体的に説明せよ！

### 勤務時間・休憩時間の臨時変更について（案）に対する都庁職としての解明要求

5月24日に提案のあった「勤務時間・休憩時間の臨時変更について（案）」に関して、各支部からの意見等を集約して解明要求を取りまとめたので、下記について真摯な回答を求める。

記

#### 1 都としての「節電方策」に関して

- (1) 現在実施している節電対策の効果を示していただきたい。
- (2) 政府は、15%節電の方針を出しているのに、なぜ東京都は25%なのか。東京都として「25%の節電に取り組む方針」を明らかにしているが、その具体的な内容（全容）を明らかにすること。
- (3) 都庁職としては、出勤時間を早めることが何らの「節電」に寄与するものとは理解しがたいと考えるが、今回提案のあった「勤務時間・休憩時間の臨時変更について（案）」が具体的に節電対策に寄与するという具体的な説明・理由、詳細な根拠となる資料を示すこと。
- (4) 「勤務時間・休憩時間の臨時変更について（案）」が実施されれば、定時退庁が重要な意味を持つものとするが、具体的な定時退庁の方策を明らかにすること。
- (5) 一般的に東京電力（株）の電力ピークのとらえ方があるが、今回の東京都独自の「節電方策」の実施でどのような効果が得られるのか明らかにすること。また、都における電力ピークの抑制にどのような効果が表われるのか明らかにすること。
- (6) 職場の労働環境に大きな影響を与えかねない「照明」「冷房」「エレベーター」等の運行等の制限については、労働安全衛生基準等を遵守すること。また、空調の稼働する時間は午前7時30分から午後6時15分と理解して良いのか。  
さらに、職場安全衛生委員会の活用でのチェックを必ず実践するよう指導すること。
- (7) 本庁舎の休憩時間は、11時30分～12時30分と12時30分～13時30分となっているが、一斉消灯の結果、30分暗い中で執務を行うことになるが、どう考えているのか。また、窓口開設職場など一斉消灯の対象外と考えて良いのか。

- (8) 計画停電時のズレ勤（試行）について、節電での効果の検証はどうなっているか。
- (9) 島嶼は節電対象では無く、対象外でよいか。
- (10) 試行期間中における節電結果は、職場ごとに検証され組合や職場に提示された上で、判断されるのか。

#### 2 「勤務時間・休憩時間の臨時変更」に関して

- (1) 「職員の負担軽減」とは、具体的に何をいみするのか。
- (2) 振り分け割合に関して、根拠を示していただきたい。  
新宿本庁舎については、「I型・II型で概ね過半数、III型がその残り、I型は約1割程度」、事業所については「I型・II型で概ね過半数、残りはB班、I型は約1割程度」と理解してよいか。また、I型について必ず割り振らなければいけないのか。全ての振り分けについては、強制しないこと。
- (3) 新聞報道で、当局提案の対象者は実質過半数とあるがその通りか。
- (4) I・II・IIIの休憩時間設定をずらすのは何故か。
- (5) 勤務時間の特例設定は通常3ヶ月の試行とあるが、今回1ヶ月もない提案について見解を求める。
- (6) 現行の正規の勤務時間の割振りの区分（A班・B班・C班）の振り分け割合はどのようになるのか。
- (7) 育児等家庭の事情とあるが、職員の子の保育園等への送迎、遠距離通勤、通院等個人の一定の事情を考慮するものと理解してよいか。また、事務処理上、本人の申し出で処理できると考えてよいか。
- (8) 勤務時間の変更に伴って体調不良を起こした職員や再任用等高齢者職員が、本人の申し入れがあれば現行の勤務時間に出来るのか。
- (9) 障害を持つ職員は、影響が大きいと思われるが、対象外とする考えはあるのか。
- (10) 交替制勤務職場や交替制勤務と官庁執務型の混在する職場は、「勤務時間・休憩時間の臨時変更について（案）」の対象外と理解してよいか。  
また、特例設定職場の取扱いはどうなるのか。
- (11) 「勤務時間・休憩時間の臨時変更について（案）」の試行及び運用開始にあたっては、都庁の各職場の特性などもあり、各局・支部協議を前提とすること。
- (12) 休憩時間について、出先事業所についても希望があれば本庁同様の扱いは出来るのか。

- (13) 本庁舎の試行について、本格実施の前に検証を行い、組合にも示すのか。また、試行の結果「効果無し」となった場合、本格実施は見送るのか。
- (14) 本庁の試行について勤務変更前に支部・分会交渉を保障すべきではないか。
- (15) I・II型が業務上合わない事業所として、都民対応の多い職場、外部機関とのやりとりが多い職場・少数職場・管理団体への派遣職員など窓口職場以外でも現行通りでよいのか。
- (16) I型は、通常の研修参加時や出張時の勤務時間の終了時間で超勤が発生することに対する対応は考えているのか。あらゆる会議・打ち合わせは4時15分とするのか。
- (17) 業務上（国への報告、搬入・納品、相談窓口）I・IIでは明らかに超勤になる場合の対応策は。
- (18) 現行B班に加えIII型をもうけるのはなぜか。また、B型の休憩時間を変更する理由を示していただきたい。
- (19) 「定時退庁を徹底する」とのことだが、6月は第二回定例都議会・9月には第三回都議会・7月は予算要求作業があり徹底できるのか。
- (20) 「定時退庁の徹底として管理職による見回りを行う」としているが、多様な勤務体系の中で具体的にどう対応するのか。
- (21) 非常勤職員や人材派遣の職員には、この措置は適用されない都考えてよいか。
- (22) 都民や関係団体に対する周知はどの様に行うのか。
- (23) 発生した超過勤務については当然全額支給を行うと考える。また、勤務形態が変わる中で、割り増し超勤の時間の前倒しは検討しているのか。
- (24) 窓口開庁時間はどうなるのか。また、通常17時までの窓口開設で55%が退勤した後の対応はどう考えているのか。
- (25) 休暇の取得について取りづらくなると危惧されるがどうか。
- (26) 半日休暇の取扱いはどうなるのか。

#### 3 その他

- (1) 庁舎管理委託の対応は各局任せか。  
(都税においては、委託契約の変更や委託労働者の勤務条件に係わる)

